

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部科目
試験に関する規程第4条に規定する不正行為
及び教育課程上の処分に関する内規」

平成17年3月8日

制定

最近読替改正 平25. 3. 7

(趣旨)

第1条 この内規は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部科目試験に関する規程（以下「規程」という。）第4条に規定する不正行為及び教育課程上の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 規程第4条に規定する「不正行為」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 持込を許可されたテキスト、ノート、辞書等以外のものを使用した場合
- (2) カンニングペーパーの使用等カンニングとみなされる行為を行った場合
- (3) 代人受験とみなされる行為を行った場合
- (4) その他試験監督者の指示に従わない場合

(不正行為を発見した場合の処置)

第3条 試験監督者は、規程第2条に規定する試験において前条に定める不正行為を発見した場合は、当該不正行為を行った者に対し、直ちに試験を中止させ、学生証、答案等及び当該不正行為の証拠となるものがある場合についてはそれを没収した上で、試験室からの退室及び言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室（以下「箕面事務室」という。）への出頭を命じるとともに、当該試験終了後、直ちに箕面事務室長に当該不正行為の事実を報告し、没収した学生証等を引き渡すものとする。

(教育課程上の処分の手続)

第4条 箕面事務室長は、前条の報告を受けた場合は、当該試験監督者とともに不正行為を行った者から事情を聴取した上で、不正行為に関する調書（別記様式）を作成し、旧外国語学部学務委員会の審議に付すものとする。

2 規程第2条に規定する試験において第2条に定める不正行為を行った者に対

する教育課程上の処分については、旧外国語学部学務委員会が決定し、旧外国語学部教授会に報告する。

附 則

この内規は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

平成 年 月 日

外国語学部学務委員会委員長 殿

言語文化研究科・外国語学部事務部
箕面教務室長 印

試験監督者からの不正行為の報告に基づき、下記のとおり調書を作成しましたので報告します。

記

不正行為に関する調書

1. 不正行為があった試験科目
2. 不正行為があった試験日時
3. 不正行為を行った者の所属・学年・学生番号・氏名
4. 不正行為の内容
5. その他特記すべき事項

本人署名 _____ 印

試験監督者 _____ 印